

国立劇場等 大規模改修 基本構想

平成26年7月7日

独立行政法人日本芸術文化振興会

目次

1. 背景と目的 1

2. 基本方針 2

- (1) 広く開かれた劇場 2
 - (2) ナショナルセンターとしての機能強化 2
 - (3) 多様化するニーズに応えるサービス 3
 - (4) 安全・安心で快適な劇場 4
 - (5) 伝承者養成の充実 4
-

3. 改修方針 6

- (1) 既存建物の利活用 6
 - (2) 動線計画 8
 - (3) 施設機能計画 8
-

4. 今後のスケジュール 11

1. 背景と目的

独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）は、昭和41年7月特殊法人国立劇場として設立され、平成15年10月、現在の独立行政法人に移行した。この間、我が国の伝統芸能の保存及び振興を行うための拠点となる劇場施設として、昭和41年11月に大劇場と小劇場からなる国立劇場本館（東京都千代田区隼町）、昭和54年に国立演芸資料館（国立演芸場）（同）、昭和58年に国立能楽堂（東京都渋谷区千駄ヶ谷）、昭和59年に国立文楽劇場（大阪府大阪市中央区日本橋）、さらに平成16年に国立劇場おきなわ（沖縄県浦添市勢理客）を順次開場させ、伝統芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等の諸事業を総合的、一体的に実施してきた。

このうち国立劇場本館と国立演芸場のある隼町地区においては、国立劇場本館は開場から47年、国立演芸場は開場から35年が経過し、劇場施設や舞台機構の老朽化が著しく、その都度応急的な対応措置は講じてきたものの、抜本的な改善が必要となっている。

これに加え、振興会に期待される役割・機能は変化し、多様化している。国立劇場設立当初からの使命とされてきた我が国の伝統芸能の保存及び振興については、設立から約半世紀が経ってさまざまな社会環境が大きく変化しており、多様化するニーズに応える一層充実した取組が求められる一方、地方との連携や国際交流の拠点としての活動等、ナショナルセンターとしての機能を強化することが、きわめて重要な課題となっている。

以上のような経緯を踏まえ、大規模な改修工事を行い、我が国を代表する芸術文化振興の中核的拠点としての機能を強化するとともに、新たなナショナルセンターとして生まれ変わることを目的として、ここに国立劇場等大規模改修基本構想についてとりまとめるものである。

2.基本方針

(1) 広く開かれた劇場

伝統芸能を確実に保存・継承していくためには、伝統芸能に親しみ、関心を持つ層の裾野を広げることが従来にも増して重要である。そのため、いつでも誰でも気軽に立ち寄り、楽しむことができる、「広く開かれた劇場」とする必要がある。

具体的には、劇場にオープンスペース「伝統芸能体験広場(仮称)」(以下「体験広場」という。)を設け、利用者に「見る・聞く・触る」等のさまざまな伝統芸能体験を提供するための展示普及活動をこれまで以上に積極的に行うとともに、関連する映像・書籍・グッズ等を扱う売店やレストランなども飛躍的に充実させる。国立劇場等の観客はもちろんのこと、観劇に関係なく来場する国内外の観光客、若い世代、親子連れ等の一般来場者に向けて、歌舞伎・文楽をはじめさまざまな伝統芸能に触れ合うことのできる機会を提供することにより、劇場に新たな賑わいと親しみを創出する取組を行う。体験広場は単なる劇場の附属施設ではなく、そこで提供される各種サービス自体が来場の目的となるような魅力的なものとする。

さらに、公演や舞台の様子が気軽に見学できるようにし、一般来場者の公演に対する関心が高まるような仕組をつくる。

また、観劇に向かう利用者が高揚感を感じ、観劇後には、その余韻を楽しむことができるよう、劇場内環境だけでなく敷地全体を利用して魅力的なアプローチをつくる。それとともに、千代田区等の近隣地域と連携し、公共交通機関の最寄駅から劇場敷地入口までの「国立劇場通り」を整備し、賑わいを感じられる雰囲気づくりに努める。さらに、多くの人々が体験広場を利用しやすくするため、シャトルバス等の運行についても検討する。

(2) ナショナルセンターとしての機能強化

振興会は、我が国の伝統芸能の分野における唯一の国立施設として、各劇場における伝統芸能の公開事業の充実はもとより、国内外への情報発信や関係機関・施設との連携協力の拠点としての機能を果たすことが、今後ますます重要となる。

文化芸術振興基本法の理念にのっとり、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の趣旨に基づいて、国立劇場が担うべき役割を積極的に果たしていく必要がある。

このための取組として、地方との連携協力を図り、関係機関や団体等に配慮しつつ、各地の文化施設において鑑賞教室公演等国立劇場の特質を生かした事業を積極的に展開し、多くの人々、とりわけ地方の子供たちに伝統芸能に親しむ機会を提供する。さらに、各種団体との交流、舞台技術者の人材育成等を行い、各地の伝統芸能の保存・振興に努める。

また、近年特に東アジア地域において国際文化競争が激しくなっており、振興会としても文化庁が推進する国際文化交流事業をはじめ、外務省・国際交流基金の文化交流事業、「クール・ジャパン戦略」(経済産業省)、「ビジット・ジャパン事業」(国土交通省・観光庁)などの一翼を担うため、国際文化交流の拠点として日本の伝統芸能を海外に紹介するプログラムの制作や情報発信等の活動等についても積極的に取り組む。さらに、英語のみならず、様々な言語に対応する仕組について検討し、平成32年(2020年)の東京オリンピック・パラリンピック開催をきっかけとして、より多くの外国人が日本の伝統芸能に親しめるよう努める。

(3) 多様化するニーズに応えるサービス

国立劇場が昭和41年に開場して以来、社会の変化に伴い、劇場に対する利用者のニーズはますます多様化している。大規模改修に際しては、きめ細かなサービスを提供できるようにハード、ソフト両面から工夫し、新たな観客層の開拓を図ることが必要である。そのため、以下のようなサービスを検討・実施する。

- 舞台と客席の一体感や親密性を向上させ、祝祭性を感じられる劇場空間を創出する。
- 子育て世代が利用しやすい託児室・親子観覧室の設置や、親子で楽しめるワークショップ等の開催を検討する。

- 歌舞伎や文楽等の長時間の公演において、短時間の鑑賞を望む利用者のために一幕見サービスの実施を検討する。
- 観光客向けに公演・施設見学サービスの実施を検討する。
- 現在実施している「伝統芸能サロン」、「あぜくらのつどい」、「教員免許状更新講習」等のノウハウを生かし、調査研究の成果を広く一般に公開するための講座等を充実させる。
- ホームページを充実させ、利用者にとってわかりやすく、使いやすいものとする。さらに、インターネットの広報戦略的な活用を図るとともに、eラーニングなどを効果的に利用し、教育機関向けのコンテンツを充実させる。
- 劇場案内表示及び鑑賞の手引きとなるイヤホンガイドや字幕表示の多言語対応等について検討し、外国人利用者へのサービスを充実させる。

(4) 安全・安心で 快適な劇場

劇場が全ての利用者にとって、安全・安心で、使いやすく、快適であることはきわめて重要である。そのため、以下のような改善策を実施する。

- 段差解消等のバリアフリー化について、観客はもちろん出演者や舞台関係者等にも配慮する。
- 客席空間を全面リニューアルし、利用者に快適な観劇環境を提供する。
- 皇居の杜を臨むロケーションを最大限利用しながら、植栽を効果的に配置し、癒やしと寛ぎの空間を演出する。
- 省エネルギー・地球環境にも一層の配慮をするとともに、防災拠点としての機能や防犯体制を強化し、公共施設としての責務を果たす。

(5) 伝承者養成の充実

伝承者の養成は、伝統芸能の保存・継承を人材面で支える重要な事業であり、各分野の実情等を踏まえつつ関係団体等との協議を継続し、新たな分野の研修を検討することも含め、伝承者養成の充実を図る必要がある。

このため、研修施設を集約・拡充して効率的に研修事業を実施するとともに、外部への研修授業の公開等によって養成事業の周知を図ることや、分野を超えた交流の場としての機能を強化していくこと等の施策を実施することとし、研修生の裾野を拡大するための取組を強化したい。

3. 改修方針

(1) 既存建物の利活用

開場から50年を迎えようとする隼町地区の建物は多くの問題を内包している。老朽化はもとより、法令上の既存不適格建築物、施設機能の分散、歩車の交錯など、単なる修繕工事では解消できない課題が蓄積している。



図1 隼町地区配置図(築年数)

図1で示すとおり、隼町地区の建物の多くは老朽化している。ただ単に老朽化した建物を改修するだけでなく、我が国を代表する芸術文化振興の中核的拠点としての機能を強化するとともに、新たなナショナルセンターとして生まれ変わるためには、施設配置、機能改善などを総合的に勘案して増改築を含む大規模改修を検討する必要がある。

事務棟及び伝統芸能情報館については、国立劇場本館及び国立演芸場に比べ築年数が浅く、比較的規模が大きいことから残置して再利用することが合理的である。別館(事務所)に

については築年数が浅いものの、耐震性調査の結果に問題があるため取り壊す。

国立劇場本館はこれまで大規模改修が行われていないことから、老朽化が著しく進んでいる状況であるが、十分な耐震性能があり、構造体の状態が良好なため、現在の構造体を活用した全面改修を基本とする。ただし、建築設備については機能劣化しており、配管類が土中や構造体に埋設されていること、さらには設備スペース(受変電設備、空調機械室、ポンプ室など)が狭隘化していることから、改修では十分な対応が難しい状況にある。今後の快適な観劇環境の確保及び良好な設備の維持保全の観点から、国立劇場本館の設備スペース部分については増改築を行う。

国立演芸場についても、これまで大規模改修が行われていないことから、老朽化が進んでいる状況である。また、演芸場及び資料展示スペースの狭隘化と劇場施設機能の分散化の影響で、効率的・一体的な人員及び設備の配置ができないために、運営上大きな支障となっている。これらの問題を抜本的に解決するには、施設の配置を見直す以外にないが、それが可能となるのは、今後も含めこの大規模改修の機会以外にないことから、機能を本館に移すこととし、現在の国立演芸場は分室とともに取り壊す。

これらの条件から、施設改善の基本的な考えを整理すると図2のとおりである。国立劇場の大劇場と小劇場部分、事務棟及び伝統芸能情報館は全面改修を行う。国立劇場本館の設備スペース部分、国立演芸場、分室及び別館(事務所)は取り壊す。取り壊した機能は、増築可能エリアで新たに整備する。

なお、建物の外観については、現在の校倉造りのイメージを継承しつつ、伝統芸能の殿堂にふさわしいものとする。



図2 施設改善のイメージ図

(2) 動線計画

建設当初、利用者動線は皇居側の正面からを想定していたが、昭和49年に永田町駅、昭和57年に半蔵門駅が建設された結果、主たる利用者動線は西側へと変化した。現状では利用者の75%以上は地下鉄を利用しており、そのうちの約8割は半蔵門駅から来場している。

よって、大規模改修後の動線計画は、半蔵門駅方面からの通行を歩行者の主たる動線と捉え、この動線と車両が交錯しないように配慮し、敷地内歩行の安全を確保する。

(3) 施設機能計画

現在の施設機能を維持するほか、「広く開かれた劇場」を体現する体験広場の機能を加えた5つの機能を大規模改修後の国立劇場の主要な施設機能とする。

伝統芸能体験広場(仮称)…… チケットを必要としないスペースで、観劇目的以外の利用
者も自由に出入りすることができる。主な機能として、体験
コーナー、展示、映像、図書等の情報コーナー、イベントス
ペース、チケット売場、休憩・飲食コーナー、売店・レスト
ラン、待ち合わせスペース等を検討する。

大劇場機能…………… 舞台機構・設備を全面改修し、観劇環境の快適性を向上さ
せつつ、現在と同程度の規模の確保を目指す。また、栈敷席・
バルコニー席の設置を検討する。

小劇場機能…………… 舞台機構・設備を全面改修し、観劇環境の快適性を向上さ
せつつ、現在と同程度の規模の確保を目指す。

演芸場機能…………… 低層階に配置し、かつ体験広場からの無理のないアクセス
を確保する。観劇環境の快適性を向上させつつ、現在と同程
度の規模の確保を目指す。

管理運営機能…………… 関係者や業者が使用するスペース。主に事務・管理、舞台、
楽屋、稽古場、養成、調査研究等の各部門を一体的に配置す
る。各施設を効率的に配置することでナショナルセンターと
しての機能を充実させる。

体験広場は、国立劇場本館の正面性の維持と半蔵門駅から
の容易なアプローチを考慮した配置を検討する。また、体験
広場を各劇場へのアクセスの拠点とすることにより、大小劇
場・演芸場の観客と体験広場の利用者が緩やかに交わり、賑
わいを感じられる華やかさを持った空間が現出する。

現状の大劇場機能及び小劇場機能は同じ1階に配置されて
いることから、利用者に垂直面の移動を求めないスムーズな
アクセスを可能としている。また、舞台運用面では大道具の
共有や舞台裏スペースの一体利用などが可能となっており、

効率的な舞台運用を実現している。大規模改修後も、これらの特徴を維持する。また、大劇場機能は主として歌舞伎公演を行う劇場としての専門性を重視しつつ、他用途の使用についても配慮する。

演芸場機能は本館増築可能エリアの低層に配置し、大劇場機能及び小劇場機能と一体性を持たせる。

管理運営機能については大劇場、小劇場、演芸場のそれぞれから近い場所に配置し、効率的な劇場運営を実現する。

なお、現行の伝統芸能情報館及び事務棟については、それぞれの立地の特性、利用者の利便性、運用上の効率性等を十分に考慮した上で用途を決める。

大規模改修後の施設機能の関係性は図3のとおりである。

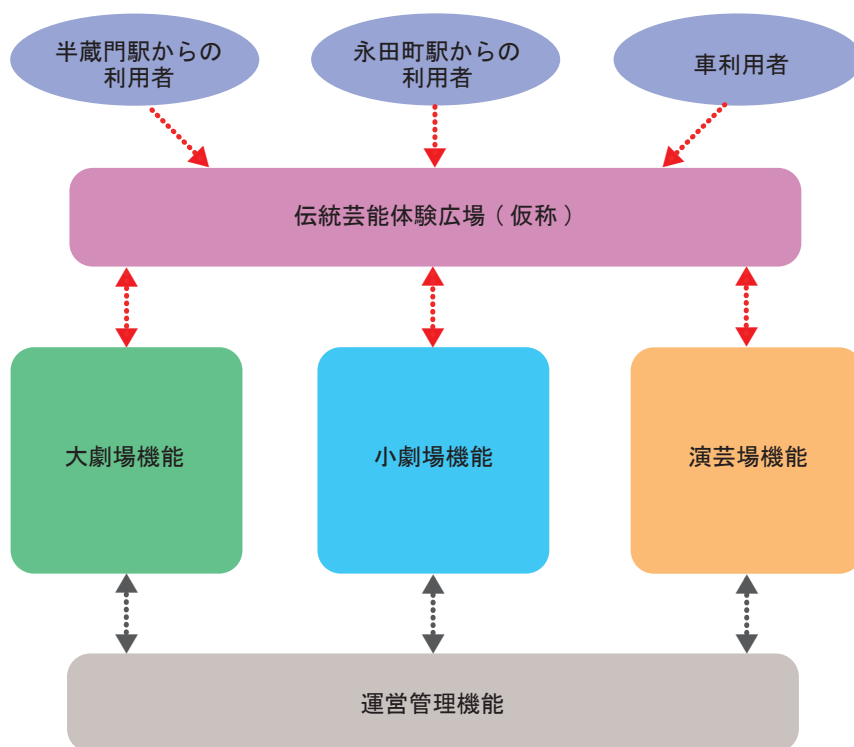


図3 施設機能イメージ図

4. 今後のスケジュール

国立劇場等大規模改修基本構想を実現させるためには、まず基本計画を策定する必要がある。さらに、実施計画、基本設計・実施設計を進めるため、予算を含む所要の措置について理解が得られるよう、本大規模改修の明確な事業スケジュールを示す必要がある。

来たる平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピック開催は、世界の人々が改めて日本を知る絶好の機会であり、オリンピック憲章が文化をスポーツと併せて論じていることが端的に示すように、スポーツと芸術文化は、いわば車の両輪であると言える。東京オリンピック・パラリンピックにおいて実施される文化プログラムへの参加を通じ、国立の文化施設として振興会の果たす役割は極めて大きい。

しかしながら、一方で劇場施設の老朽化への対応は喫緊の課題であることから、オリンピック開催年度終了後、平成33年度には大規模改修に着手し、来るべき平成38年の開場60周年、さらにはその先の未来に備え、新たな国立劇場として再出発しなければならない。

以上を踏まえ、現状での事業スケジュール(案)を図4に示す。

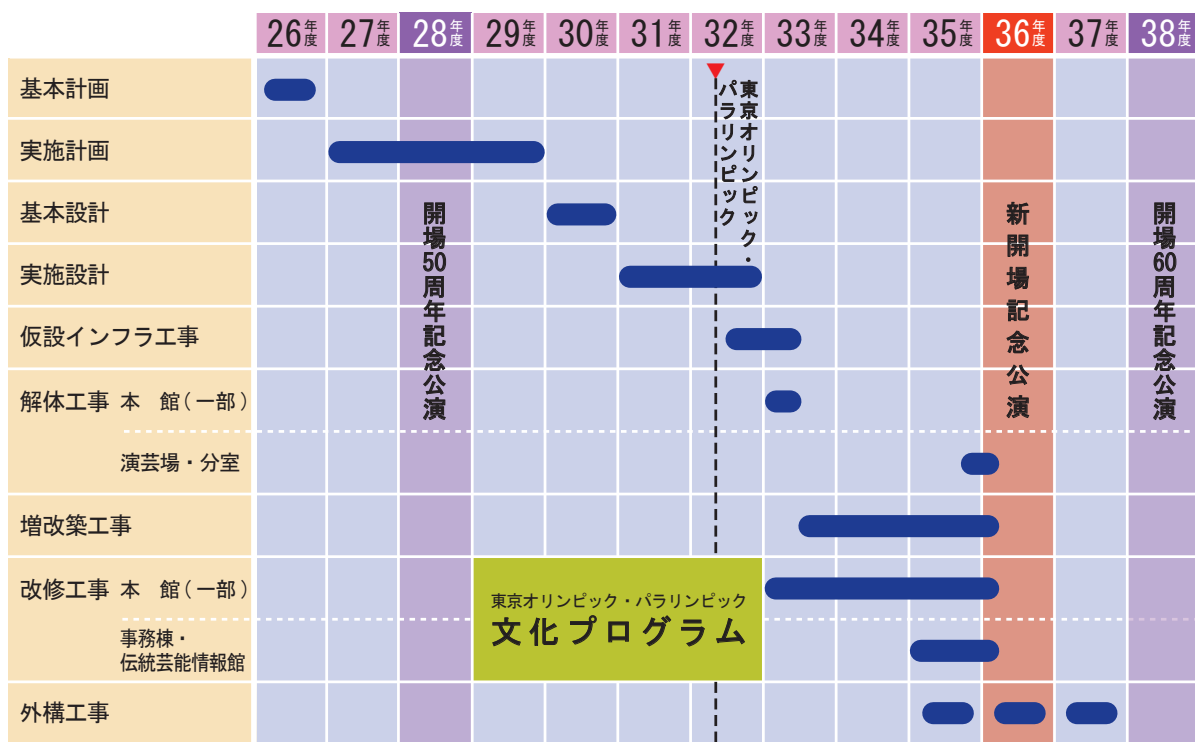


図4 大規模改修事業スケジュール(案)

※「文化プログラム」とは

- スポーツと文化の融合を目指すもので、その実施はオリンピック開催国の義務である。プログラムの内容についてはIOC理事会が承認する。
- 近年のオリンピックでは、文化プログラムが長期化、大規模化している。ロンドンオリンピックでは、北京オリンピック終了時(平成20年9月)からロンドンオリンピック終了時(平成24年9月)まで4年間にわたり、約600件の事業を開催した。

独立行政法人日本芸術文化振興会
国立劇場等大規模改修推進本部

〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号

TEL.(03)3265-7411(代表) (03)3265-6843(直通)

FAX.(03)3265-8781 <http://www.ntj.jac.go.jp/>

